

藤田医科大学とあいち小児保健医療総合センターとの連携・協力の推進に関する基本協定書（案）

藤田医科大学と愛知県は、相互の連携・協力の推進に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、藤田医科大学とあいち小児保健医療総合センター（以下「あいち小児センター」という。）が、両者の研究能力及び人材を活かし、連携・協力を促進することによって、愛知県を始めとする地域及び我が国の学術並びに科学技術の発展と有為な人材の育成に資することを目的とする。

（努力義務）

第2条 藤田医科大学及びあいち小児センターは、前条の目的を達成するために連携・協力の推進について協議し、それらを積極的かつ誠実に実施するよう努める。

2 藤田医科大学及びあいち小児センターの連携・協力にあたっては、相互の特徴を活かし、その成果を社会に還元するよう努める。

（連携・協力事項）

第3条 藤田医科大学及びあいち小児センターは、次の事項について連携・協力を推進する。

- 共同臨床研究等の研究協力に関する事項
- 医師、研究者及び関連する職員の交流に関する事項
- 人材の育成に関する事項
- 研究施設・設備の相互利用に関する事項
- 研究資料の相互利用に関する事項
- 小児保健医療の提供に関する事項
- その他本協定の目的を達成するために必要な連携・協力に関する事項

2 藤田医科大学及びあいち小児センターは、前項各号の連携・協力を実施するため、本協定に基づく個別協定書等を締結することができる。

（連携協議会の設置）

第4条 藤田医科大学及びあいち小児センターは、連携・協力を推進するため「連携協議会」を設置し、前条第1項各号に定める連携・協力事項の具体的な実施について協議する。

2 連携協議会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（有効期間）

第5条 本協定は、藤田医科大学及び愛知県の代表者が署名した日に発効し、有効期間を5年間とする。ただし、有効期間満了日の6ヶ月前までに双方のいずれから異議なき場合は、さらに5年間延長するものとし、以後についても同様とする。

（協定の解釈）

第6条 本協定の解釈に疑義を生じた場合又は本協定に定めのない事項が生じた場合の取扱いは、両者の協議によるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、各々1通を保管する。

令和 年 月 日
愛知県名古屋市中区三の丸
三丁目1番2号
愛知県
知事 大村 秀章

令和 年 月 日
愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪
1番地98
藤田医科大学
学長 才藤 栄一